

山梨県立図書館学校支援セット貸出サービス実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、県内各学校における読書活動への取り組みの活発化及び学校図書館の充実のため、山梨県立図書館利用規程（以下「規程」という。）第十三条第四項に規定する学校支援セットの貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において学校支援セットとは、学校における学習内容を基に設定したテーマ及び児童・生徒の発達段階に応じて選定した山梨県立図書館（以下「県立図書館」という。）の一連の資料をいう。

(サービス対象)

第三条 県立図書館は、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及びこれに準ずる施設を対象に学校支援セットの貸出を行うこととし、山梨県立図書館運営規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第九条の個人貸出、第十条の団体貸出は行わないものとする。

(内容)

第四条 学校支援セットの内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 総合的な学習（探究）の時間又は調べ学習等に活用するため、テーマ毎に編成した図書館資料を「調べるセット」とする。
- 二 朝の十分間読書等に活用するため、児童・生徒の発達段階に応じて編成した図書館資料を「朝の読書推進セット」とする。
- 三 読書に親しみを持ってもらうため、県立図書館司書及び県内司書が選定し作成したブックリストから児童・生徒の発達段階に応じて編成した図書館資料を「ブックリストセット」とする。

(受付)

第五条 学校支援セットの利用の受付は、県立図書館の児童カウンターで行い、子ども読書推進担当の職員が担当するものとする。

(貸出手続)

第六条 学校支援セットの貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、規則第十条第二項に定める利用者登録を行わなければならない。

- 2 利用者は、利用予定日の一月前までに、学校支援セット貸出申込書（第一号様式）を提出しなければならない。
- 3 県立図書館は、先着順に学校支援セット貸出申込書を受付け、貸出可能な場合は、学校支援セット貸出承認書（第二号様式）を交付する。ただし、希望するテーマの学校支援セットに、既に他の利用者から貸出申込書の提出があった場合は、子ども読書推進担当が貸出期間等の調整を行う。
- 4 学校支援セットの貸出は、一クラスにつき一セットを三十日間を限度として行う。
- 5 利用者は、県立図書館又は予め県立図書館が指定した県内の公共図書館（以下「受渡し図書館」という。）で学校支援セットを受け取る。ただし、特別支援学校及び県立高校が利用者となる場合は、県立図書館と別途協議し学校支援セットを受け取る場所を決定する。
- 6 利用者は、学校支援セットを受け取る時に学校支援セット貸出承認書（第二号様式）を、受渡し図書館に提示しなければならない。

（返却手続）

- 第七条 学校支援セットを返却する者は、受渡し図書館に学校支援セットを返却する。ただし、特別支援学校及び県立高校が利用者となる場合は、県立図書館と別途協議し学校支援セットを返却する場所を決定する。
- 2 学校支援セットを返却する者は、貸出期限内に学校支援セット利用報告書（第三号様式）を受渡し図書館に提出し、当該図書館の職員による確認を受けなければならない。
 - 3 貸出期間の延長はできない。

（損害の賠償）

- 第八条 利用者が学校支援セットの資料を汚損し、損傷し、又は亡失した場合は、規則第四条に定める手続を取る。

附則

- この要綱は、平成二十四年十一月十一日から適用する。
この要綱は、令和四年四月一日から適用する。
この要綱は、令和五年四月一日から適用する。